

必要以上に購入させる 「過量販売」にご注意ください

◆訪問販売や電話勧誘販売で、日常生活に必要な大量の商品やサービスの購入をせまり、結果高額な契約をさせる過量販売に関する相談が増加しています。

過量販売の例



◆数年分の学習教材



◆消費しきれない量の健康食品



◆次々行われた必要のないと思われるリフォーム

消費生活センターからのアドバイス



訪問販売や電話勧誘による過量販売は法律によって規制され、契約の解除や申し込みの撤回が認められています。

◆『日常生活で通常必要とされる分量を著しく超える販売』が『過量販売』ですが、過量であるかは購入者の年齢や家族構成、契約した商品やサービスの性質などをふまえ、個別に判断されます。大量に購入した目的が「友人に配る」など、購入者に特別な事情がある場合は規制の対象外となります。



◆過量販売の契約解除期間は、契約の締結時から1年間です。1年以内に事業者へ通知を行います。

◆複数の事業者が入れ替わり次々契約させた同種の商品やサービスもすべて合わせて過量と判断される場合、契約の解除ができます。複数の事業者が連携して同じ消費者をターゲットにし、次々と契約させる悪質商法にも対処できるように規定されています。



1年を経過していても、事業者の販売方法に問題があった場合は様々な法律に基づいて契約の解除ができる場合がありますので、消費生活センターへご相談ください。

太宰府市消費生活センター

【開催日時】

毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時は昼休み)
※予約不要

【場 所】市役所2階 消費生活相談室

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

【開催日時】

毎月第3木曜日 ※祝日の場合は第4木曜日
午後1時～午後4時(一人30分程度) ※要予約

【場 所】市役所2階 201会議室

【問い合わせ・相談予約申し込み】

産業振興課 092-921-2121 (☎内線440)